

平成24年9月1日から

ちば市政だよりの配付方法が変わります！

千葉市役所広報課・第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会

《ちば市政だよりの配付について》

☆「ちば市政だより」は、市政に関する情報を提供する千葉市の広報紙で、毎月1日・15日(月2回)に発行しています。これまでは、新聞朝刊への折り込み(一部の世帯はポストイング)により各ご家庭に配付していました。

☆今年度、9月1日号からは、モデル地区内において、町内自治会による配付を試行的に行います。

☆モデル地区にお住まいの皆さんの、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



地域ので配付！！

《主な変更点》

① 配付は、第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会が行います。

(配付は、幕張ベイタウン協議会が行いますので、新聞折り込み配付は行いません。)

② 配付対象地域は、「第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会」のエリア内の全ての住家です。

③ 配付日は、発行日の4日前から発行日までの間になります。

※ 例： 1日号の場合 = 前月の28日～ 当月の1日の5日間で配付
15日号の場合 = 当月の11日～15日の5日間で配付

《問い合わせ先》

□配付に関すること 第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会
担当：幕張ベイタウン協議会
.....伊 藤 電話 090-9971-9136.....

□制度に関すること 千葉市役所 広報課 電話 245-5014 FAX245-5531

趣 旨

〔背景〕

ちば市政だよりは、市民生活に必要な市政情報を、直接市民に提供する最も有効な広報媒体ですが、今までの新聞折り込みによる配付では市政情報を得られない市民の方がいらっしゃいます。

〔事業の趣旨〕

こうした状況を踏まえ、市では、ちば市政だよりの到達率の向上を図るため、配付の手法として、地域住民の皆さんによるポスティングを行い、その効果や課題を検証するモデル事業を試行することとしました。

その他、制度に関すること

《モデル地区の選定理由》

- ・モデル事業実施団体の募集に、第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会から、申請があったこと。
- ・当該実施団体が、モデル事業を確実に行う見込みがあること。

《開始時期・期間》

- ・平成24年9月1日号から

《配付対象》

- ・第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会のエリア内の全ての住家。
- ・町内自治会への加入の有無は問いません。

《配付漏れなどの対応》

第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会が対応します。
配付漏れや再配達などの問い合わせは、下記にお願いします。

【連絡先】 第47地区(打瀬中学校区)町内自治会連絡協議会

担当 幕張ベイタウン協議会

----- 伊 藤 ----- 電話 090-9971-9136 -----